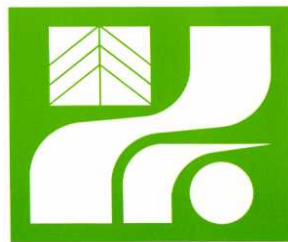


令和元(2019)年度 事業概要



栃木県県北食肉衛生検査所

〒324-0063 栃木県大田原市町島66-2
TEL 0287-22-5565
FAX 0287-22-8923

目 次

第1章 検査所の概要

1	沿 革	2
2	組 織	3
3	施 設	6
4	主要試験検査備品一覧	8
5	管内と畜場一覧	9
6	検査手数料	10
7	と畜場使用料等	10

第2章 事業の実績

I と畜検査業務

1	年度別と畜検査頭数の推移	12
2	と畜場別、畜種別と畜検査頭数	14
3	と畜場別、月別と畜検査頭数	14
4	市町別検査頭数	15
5	獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因	16
6	疾病別集計表	20
7	年度別事故畜検査頭数	23
8	事故畜の畜種別疾病数	23
9	年度別、申請理由別切迫獣畜検査頭数	24
10	事故畜・切迫獣取扱い時間の状況	24
11	試験検査実施状況	25
12	栃木県産牛肉の放射性物質検査	31
13	衛生指導事業	32
14	研究機関等への協力	34

II 食鳥検査業務

1	食鳥検査の状況	35
2	認定小規模食鳥処理場	35
3	試験検査実施状況	36

III 学会・研修会等

1	食肉・食鳥検査関係研修会(食肉衛生検査所主催)	37
2	調査研究発表	37

IV その他

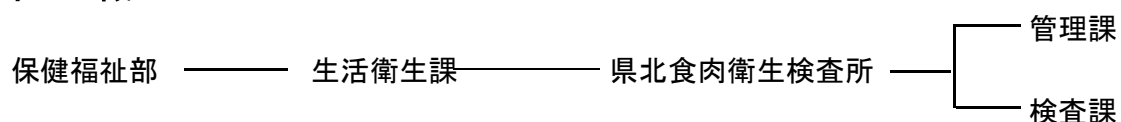
1	案内図	41
---	-----	----

第 1 章 検査所の概要

1 沿革

- 昭和45年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により、地方行政機関として栃木県食肉衛生検査所（本所並びに2支所）を設置
- 昭和46年10月 那須支所移転
西那須野町と畜場廃止に伴い、新設された那須地区食肉センター内に移転
事務所及び試験室(63.18㎡)は那須地区広域行政事務組合管理棟の一部を借用
- 昭和47年 3月 本所事務所(鉄骨プレハブ51.84㎡)並びに動物飼育室(鉄骨プレハブ6.48㎡)を増設
- 昭和50年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により本所に庶務検査課及び業務課を設置
- 昭和53年 6月 本所新築移転
宇都宮市と畜場並びに宇都宮市食肉地方卸売市場新築移転に伴い、場内に移転
(鉄筋コンクリート造2階建499.18㎡)
- 昭和54年 3月 那須支所事務室新築(鉄骨造平屋82.21㎡)
- 昭和57年 3月 那須支所試験検査室新築(鉄骨造平屋115.02㎡)
- 平成 4年 1月 那須支所事務室改修(事務室47.79㎡ 鉄骨造平屋88.06㎡)
- 平成 4年 4月 食鳥検査開始
- 平成 4年12月 本所事務室及び検査室増築(649.84㎡)
- 平成 8年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により栃木県食肉衛生検査所を食肉衛生検査所に改め、栃木県県南食肉衛生検査所並びに栃木県県北食肉衛生検査所を設置、各々管理課及び検査課を設置(宇都宮市の中核市移行に伴い宇都宮市食肉衛生検査所発足)
- 平成 9年 3月 栃木県県北食肉衛生検査所新築(鉄骨造3階建 696.0㎡)
- 平成12年 4月 認定小規模食鳥処理場に係る業務加わる
- 平成13年10月 BSEスクリーニング検査開始
- 平成15年 1月 那須グリコ栄養食品(株)那須工場と畜場廃止
- 平成20年 1月 日本サンファーム(株)食鶏工場食鳥処理場休業
- 平成20年12月 日本サンファーム(株)食鶏工場食鳥処理場廃止
- 平成24年 3月 放射性セシウムスクリーニング検査開始
- 平成25年 7月 BSEスクリーニング検査を48ヶ月齢超に変更
- 平成28年 3月 栃木県県南食肉衛生検査所廃止
- 平成28年 4月 栃木県県南食肉衛生検査所廃止に伴い、栃木県全域(宇都宮市を除く)を栃木県県北食肉衛生検査所で所管
- 平成28年 6月 めん羊及び山羊のTSEスクリーニング検査対象を生体検査においてTSEを疑う臨床症状を呈する個体に変更
- 平成29年 4月 健康牛に対するBSEスクリーニング検査の廃止
- 平成29年11月 (株)両毛食肉センターと畜場廃止
- 令和 2年 3月 那須地区食肉センター廃止
栃木県県北食肉衛生検査所廃止

2 組 織



(1) 職員の構成と配置

令和2年3月31日現在

		事務員	と畜検査員	と畜検査 嘱託員	食肉安全 検査嘱託員	臨 時 補助員	と畜検査 補 助 員	計
所	長	—	1	—	—	—	—	1
所長補佐(総括)		—	1	—	—	—	—	1
管 理 課	副 主 幹 兼 課 長	—	1	—	—	—	—	1
	副 主 幹	—	1	—	—	—	—	1
	係 長	1	—	—	—	—	—	1
	技 師	—	1	—	—	—	—	1
検 査 課	所長補佐 兼 課 長	—	1	—	—	—	—	1
	主 査	—	3 ^{※1}	—	—	—	—	3
	技 師	—	1 4 ^{※2}	—	—	—	—	1 4
	そ の 他	—	—	—	—	—	1	1
計		1	14	—	—	—	1	16

※1 内1名再任用

※2 宮内庁御料牧場職員（併任）

(2) 栃木県行政組織規程(抜粋)

(食肉衛生検査所)

第55条 食肉衛生検査所は、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務(届出食肉販売業者に係るものを除く。)並びにと畜場及び食鳥処理場内における食品衛生に関する業務を行う。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
北 県 食肉衛生検査所	大田原市	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡、下都賀郡、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡

3 食肉衛生検査所に、管理課及び検査課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 1) 公印の保管に関すること。
- 2) 職員の服務に関すること。
- 3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4) 予算、決算及び会計事務に関すること。
- 5) 物品の出納保管に関すること。
- 6) 県有財産の維持管理に関すること。
- 7) と畜検査及び食鳥検査に係る精密検査に関すること。
- 8) と畜検査及び食鳥検査に必要な鳥獣疫の調査並びにと畜検査及び食鳥検査統計に関すること。
- 9) 前各号に掲げるもののほか、検査課の主管に属しない事務に関すること。

検査課

- 1) と畜検査及び食鳥検査に係る一般検査に関すること。
- 2) と畜場及びと畜業者並びに食鳥処理場及び食鳥処理業者の衛生措置に関すること。
- 3) と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育に関すること。
- 4) と畜場及び食鳥処理場内の食品衛生に関すること。

(3) 出先機関の長への特定委任事項〔栃木県事務決裁及び委任規則(抜粋)〕

1 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく事務

- (1) 第4条第3項の規定による届出の受理
- (2) 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限
- (3) 第7条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
- (4) 第8条(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による解任命令
- (5) 第13条第1項第1号の規定による届出の受理
- (6) 第13条第3項の規定による指示
- (7) 第14条第1項から第4項までの規定による検査
- (8) 第16条の規定によるとさつ及び解体の禁止等必要な措置
- (9) 第17条の規定による報告の徴収及び立入検査
- (10) 第18条第2項の規定による停止命令並びにとさつ及び解体の禁止

2 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)に基づく事務

- (1) 第4条第2号の規定による指定及び許可
- (2) 第5条第1項第1号から第3号までの規定による許可
- (3) 第7条の規定による検査申請書の受理
- (4) 第9条の規定による検印の押印

3 と畜場法施行細則(昭和29年栃木県規則第21号)に基づく事務

- (1) 第3条の規定による届出の受理

4 食品衛生法に基づく事務

- (1) 第28条の規定による報告の徴収、臨検検査及び物件の収去(と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。以下この項において同じ。)
- (2) 第54条の規定による食品等の廃棄処分及び措置命令

5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務

- (1) 第6条第3項、第7条第2項、第12条第6項及び第14条の規定による届出の受理
- (2) 第13条及び第16条第6項の規定による解任命令
- (3) 第15条第1項から第3項までの規定による検査
- (4) 第16条第7項の規定による報告の受理
- (5) 第16条第9項の規定による指導及び助言
- (6) 第20条の規定によるとさつ、羽毛の除去及び内臓の摘出の禁止等の措置
- (7) 第37条第1項及び第2項の規定による報告の徴収(届出食肉販売業者に係るものを除く。(5)において同じ。)
- (8) 第38条第1項及び第2項の規定による立入検査及び物件の収去

6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)に基づく事務

- (1) 第27条第2項の規定による検査申請書の受理

7 栃木県手数料条例に基づく事務

- (1) 第6条の規定による別表第1の164の項及び213の項に掲げる手数料の減免

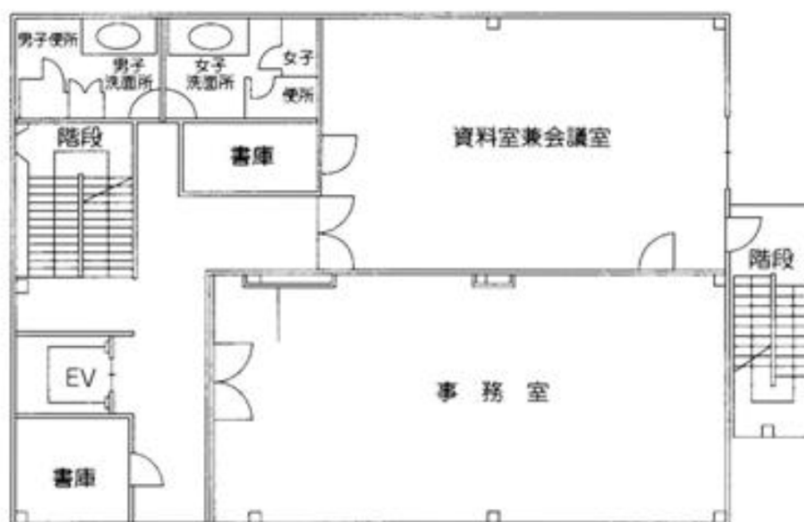
8 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)に基づく事務

- (1) 第7条第2項ただし書の規定による焼却免除の許可

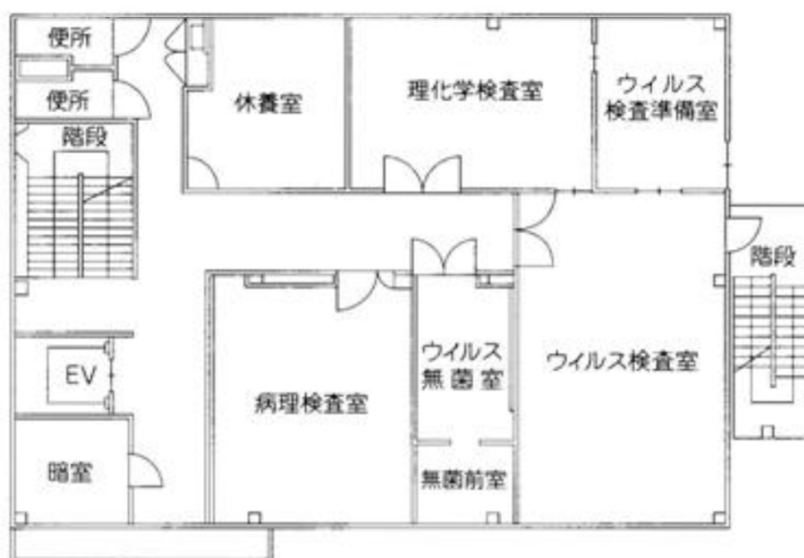
3 施 設

建物の構造	鉄骨造3階建
延 面 積	696.00m ²
細 菌 検 査 室	55.25m ²
病 理 検 査 室	34.13m ²
理 化 学 検 査 室	29.25m ²
試 験 検 査 準 備 室	26.00m ²
暗 室	8.70m ²
無 菌 室	11.25m ²
飼 育 室	5.00m ²
ウ イ ル ス 検 査 室	42.50m ²
ウ イ ル ス 準 備 室	13.50m ²
ウ イ ル ス 無 菌 室	12.37m ²
無 菌 室 前 室	5.50m ²
解 剖 室	22.75m ²
更 衣 室	15.96m ²
休 養 室	12.38m ²
浴 室	6.60m ²
脱 衣 室	5.04m ²
便 所	33.87m ²
書 庫	8.70m ²
倉 庫	6.00m ²
機 械 室	4.75m ²
会 議 室	65.00m ²
事 務 室	84.50m ²
玄 関 ・ 廊 下 ・ 他	187.00m ²
敷 地 面 積	(借地) 610.00m ²

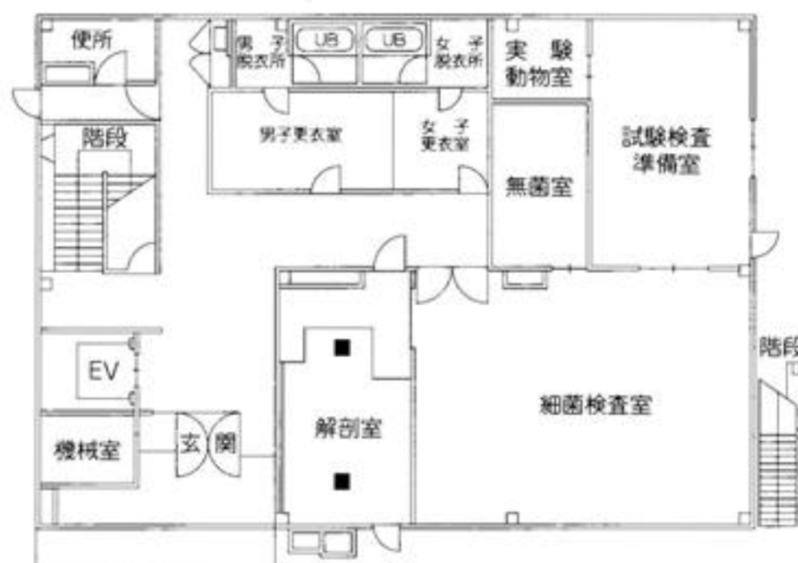
3 F (234㎡)



2 F (234㎡)



1 F (228㎡)



4 主要試験検査備品一覧

① 細菌検査室	② 病理検査室	③ 理化学検査室	④ ウイルス検査室
分注器 オートドライデシケーター 超音波洗浄機 上皿天秤 器具乾燥機 恒温水槽 遠心分離機 冷蔵庫 薬用冷蔵ショーケース 乾熱滅菌器 高圧蒸気滅菌器 ディスカッション顕微鏡 低温恒温器 破碎機(ストマッカー) 安全キャビネット タッチミキサー UVランプ 実体顕微鏡 冷凍庫(-30℃) サンプルミキサー 卓上器具滅菌器 細胞破碎機 プログラム恒温機 スポットケム ドライケム	パラフィン溶融器 パラフィン伸展器 自動包埋器 ミクローム 自動染色装置 プレパレート整理箱 ドラフトチャンバー クリオスタット 冷凍庫(-30℃) 顕微鏡用デジタルカメラ 振盪機 蛍光顕微鏡 システム生物顕微鏡 パラフィンオープン 薬用冷蔵ショーケース	高速液体クロマトグラフ 超高速ホモジナイザー 直示分析天秤 上皿直示天秤 遠心分離機 超音波洗浄機 冷却水循環装置 セツプパツクラック 固相抽出キット 高圧蒸気滅菌器 振盪機 ドラフトチャンバー タッチミキサー 薬用冷蔵ショーケース 標準分銅 標準温度計 ロータリーエバポレーター オートドライデシケーター アスピレーター 冷凍庫(-30℃)	超音波ピペット洗浄機 冷蔵庫 高圧蒸気滅菌器 マイクロプレートウォッシャー オートウォッシャー 遠心分離機 微量冷却遠心分離機 ホモジナイザー マイクロピペット マイクロピペット8連 製氷機 ろ過滅菌器 超高速低温遠心機 恒温水槽 NaIシンチレーションスペクトロメータ PCR装置一式 オートドライデシケーター タッチミキサー 直示分析天秤 器具乾燥機 純水製造装置 PHメーター 超低温冷凍庫(-80℃) 冷凍庫(-30℃)
			セシウム検査・BSE検査関係
⑤ その他			マイクロプレートリーダー マイクロプレートウォッシャー 卓上細胞破碎機 アルミブロック恒温槽 安全キャビネット 遠心機 インキュベーター 高圧蒸気滅菌器 天秤 冷凍庫(-20℃) マイクロピペット 8連ピペッター フィンピペット 連続分注器 ピペットポンプ ボルテックスミキサー クリーンベンチ 超音波細胞破碎機 ガンマ線スペクトロメーター イオナイザー

5 管内と畜場一覧



令和2年3月31日現在

と畜場名	と畜場番号	所在地	事業主体	許可取得年	建築年	と畜場施設延面積		一日処理能力		備考
						延面積 (㎡)	処理室 (㎡)	大動物 (頭)	小動物 (頭)	
那須地区食肉センター	9	大田原市町島 字和久前66-2 (Tel.0287-22-5562)	那須地区広域行政事務組合	昭和46年	昭和46年	927.83	189.6	23	32	
(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点	10	那須塩原市 千本松768 (Tel.0287-36-0111)	(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構	平成*13年	昭和34年	353.00	97.30	5	—	
宮内庁御料簡易と畜場	15	塩谷郡高根沢町 大字上高根沢6020 (Tel.028-675-1111)	宮内庁	平成22年	平成22年	229.86	112.76	—	10	簡易
とちぎ食肉センター	1	芳賀郡芳賀町 大字稲毛田1921-7 (Tel.028-616-2781)	株式会社 栃木県畜産公社	令和2年	令和2年	18,262.27	1329.38	65	2000	
計			組合・その他 会社 国	2 1 1				93	2042	

※: 法人格変更により平成13年許可取得
(国研): 国立研究開発法人

6 検査手数料

栃木県手数料条例(第2条別表第1抜粋)

令和2年3月31日現在

名	称	手	数	料
一般と畜場設置許可申請		1	件につき	22,000円
簡易と畜場設置許可申請		1	件につき	10,000円
と畜検査	牛	1	頭につき	730円
	馬	1	頭につき	730円
	とく	1	頭につき	310円
	豚	1	頭につき	310円
	めん羊・山羊	1	頭につき	100円
食鳥処理事業許可申請		1	件につき	19,000円
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請		1	件につき	10,000円
食鳥検査		1	羽につき	5円
認定小規模食鳥処理業者の確認規定認定申請		1	件につき	5,500円
認定小規模食鳥処理業者の確認規定変更認定申請		1	件につき	2,300円

7 と畜場使用料等

(1) と畜場使用料(令和2年3月現在)

(単位:円)

と畜場名	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	適用年月日 (令和)	
那須地区 食肉センター	4,635	4,635	4,244(ア) 1,795(イ)	1,544	1,795	1. 10. 1	時間外切迫 5割増
(国研)農業・食品産業 技術総合研究機構畜 産研究部門畜産飼料	—	—	—	—	—	—	設置者専用
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	—	—	—	—	—	—	設置者専用
とちぎ食肉センター	3,190	—	—	770	—	2. 3. 11	

(ア) 1ヵ月齢～1歳未満

(イ) 1ヵ月未満

(2) 解体料(令和2年3月現在)

(単位:円)

と畜場名	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	適用年月日 (令和)	
那須地区 食肉センター	2,922	2,922	1,177(ア) 485(イ)	900	900	1. 10. 1	
とちぎ食肉センター	3,190	—	—	普通 935 大 1,980(ウ)	—	2. 3. 11	

(ア) 1ヵ月齢～1歳未満

(イ) 1ヵ月未満

(ウ) 枝肉重量100.0kgを超えるもの。

第 2 章 事業の実績

I と畜検査業務

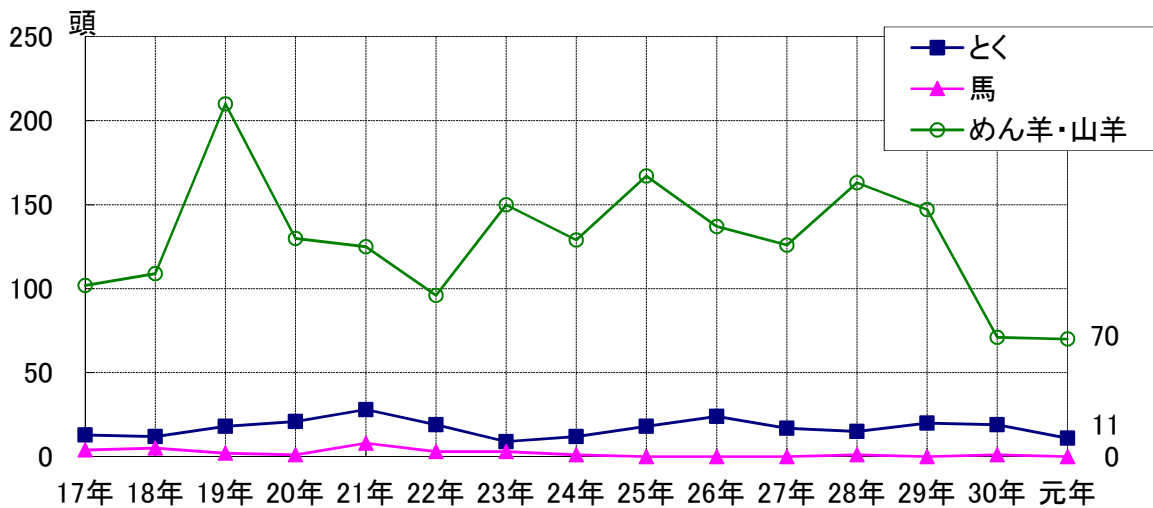
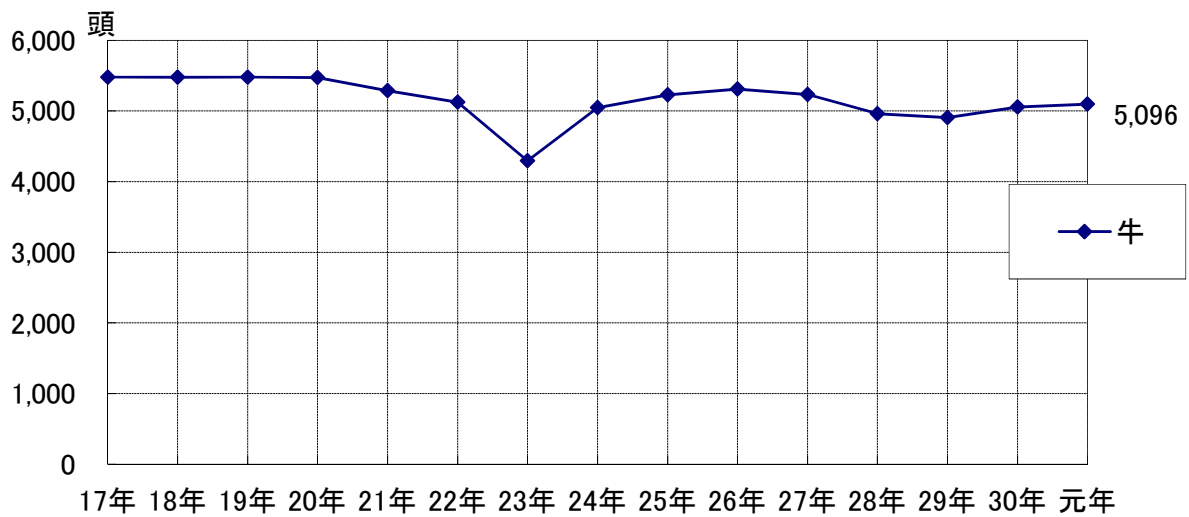
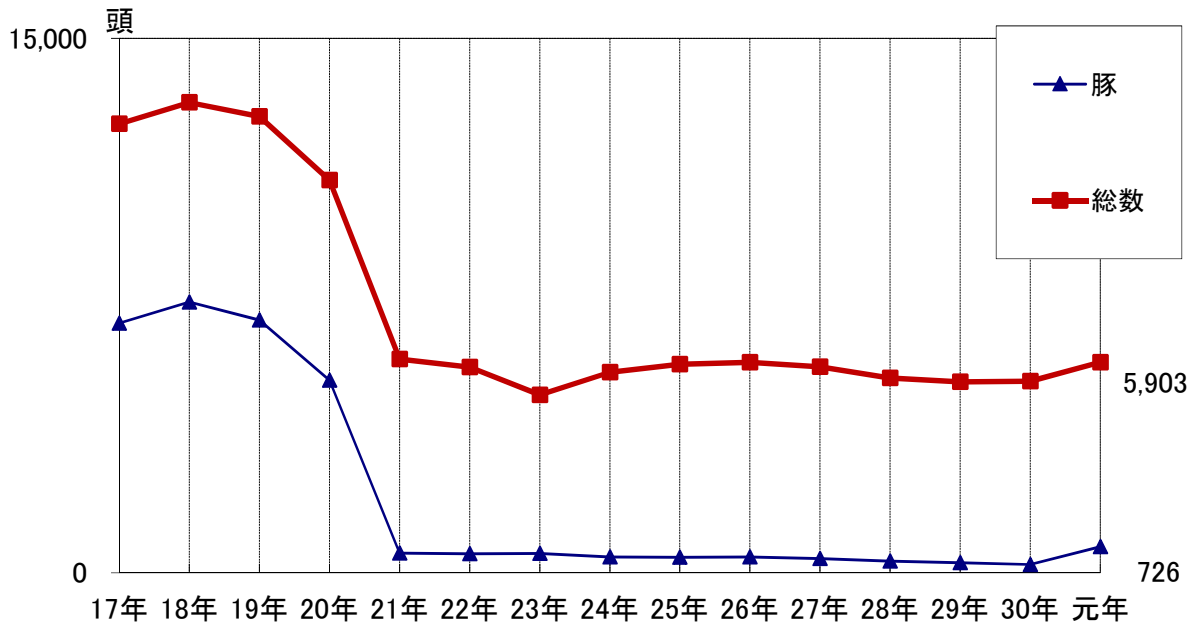
1 年度別と畜検査頭数の推移

年度	牛	とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合 計
17	5,478	13	4	7,005	102	-	12,602
18	5,474	12	5	7,599	109	-	13,199
19	5,478	18	2	7,096	210	-	12,804
20	5,471	21	1	5,399	130	-	11,022
21	5,285	28	8	548	125	-	5,994
22	5,122	19	3	535	96	-	5,775
23	4,293	9	3	538	150	-	4,993
24	5,044	12	1	442	129	-	4,993
25	5,228	18	-	437	167	-	5,628
26	5,307	24	-	440	137	11	5,919
27	5,233	17	-	401	116	10	5,777
28	4,960	15	1	324	150	13	5,463
29	4,907	20	-	284	147	-	5,358
30	5,054	19	1	229	71	-	5,374

元	5,096	11	-	726	70	-	5,903
---	-------	----	---	-----	----	---	-------

注) 平成27年度で県南食肉衛生検査所廃止に伴い株式会社両毛食肉センター(休止中)が当所所管となる。
平成29年11月株式会社両毛食肉センター廃止。

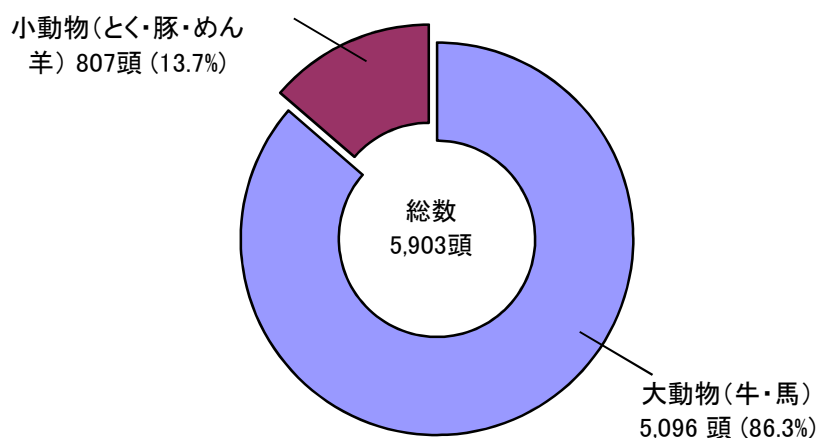
と畜検査頭数の推移



2 と畜場別、畜種別と畜検査頭数

と畜場名	開場日数	計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
那須地区食肉センター	236	5,263	5,078	11	-	174	-	-
(国研)農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門畜産飼料作研究拠点	1	2	2	-	-	-	-	-
宮内庁御料牧場簡易と畜場	7	70	-	-	-	-	70	-
とちぎ食肉センター	2	568	16	-	-	552	-	-
合計	246	5,903	5,096	11	-	726	70	-

と畜検査の畜種割合



3 と畜場別、月別と畜検査頭数

と畜場名	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
那須地区食肉センター	5,263	447	425	408	480	403	447	497	470	437	439	395	415
(国研)農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門畜産飼料作研究拠点	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
宮内庁御料牧場簡易と畜場	70	-	-	-	40	-	-	-	10	20	-	-	-
とちぎ食肉センター	568	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	568
合計	5,903	447	425	408	520	403	447	497	480	457	439	395	985

4 市町別検査頭数

市 町 名	牛		と く		馬		豚		めん羊・山羊		計	
	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%		
県北地域	大田原市	654	13	3	27	-	0	194	27	-	0	851
	那須塩原市	1,790	35	2	18	-	0	92	13	-	0	1,884
	那須烏山市	665	13	-	0	-	0	50	7	-	0	715
	那須町	865	17	4	36	-	0	260	36	-	0	1,129
	那珂川町	154	3	-	0	-	0	-	0	-	0	154
	小計	4,128	81	9	82	-	0	596	82	-	0	4,733
県央地域	宇都宮市	22	0	-	0	-	0	-	0	-	0	22
	鹿沼市	19	0	-	0	-	0	-	0	-	0	19
	日光市	5	0	-	0	-	0	80	11	-	0	85
	真岡市	7	0	-	0	-	0	-	0	-	0	7
	矢板市	55	1	-	0	-	0	-	0	-	0	55
	さくら市	65	1	-	0	-	0	50	7	-	0	115
	上三川町	4	0	-	0	-	0	-	0	-	0	4
	益子町	6	0	-	0	-	0	-	0	-	0	6
	茂木町	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	市貝町	53	1	-	0	-	0	-	0	-	0	53
	芳賀町	19	0	-	0	-	0	-	0	-	0	19
	塩谷町	16	0	1	9	-	0	-	0	-	0	17
	高根沢町	55	1	1	9	-	0	-	0	70	100	126
小計	326	6	2	18	-	0	130	18	70	100	528	
県南地域	足利市	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	栃木市	5	0	-	0	-	0	-	0	-	0	5
	佐野市	30	1	-	0	-	0	-	0	-	0	30
	小山市	253	5	-	0	-	0	-	0	-	0	253
	下野市	16	0	-	0	-	0	-	0	-	0	16
	壬生町	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	野木町	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	小計	304	6	-	0	-	0	-	0	-	0	304
県内合計	4,758	93	11	100	-	0	726	100	70	100	5,565	
県外	338	7	-	0	-	0	-	0	-	0	338	
合計	5,096	100	11	100	-	0	726	100	70	100	5,903	

5 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したもの の原因

県北食肉衛生検査所

	と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																							計					
			細菌病							ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病														
			炭	豚	サル	結	ブル	破	放	そ	豚	そ	トキ	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中	産		炎	変	そ		
牛	5,096	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		全部廃棄	192	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	111	192
		一部廃棄	4,065	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	32	262	5	-	3,718	1,174	1,529	6,726			
とく	11	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一部廃棄	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	2	9			
馬	-	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豚	726	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		全部廃棄	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
		一部廃棄	653	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	1	-	648	37	16	714				
めん羊	70	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一部廃棄	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-	17			
山羊	-	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(1) 那須地区食肉センター

	と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																							計				
			細菌病							ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病													
			炭素	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	産物又は汚染による炎症		炎症又は炎症	変性または萎縮	その他	
牛	5,078	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		全部廃棄	192	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	111
		一部廃棄	4,050	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	32	261	5	-	-	-	3,709	1,167	1,521	6,701
とく	11	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一部廃棄	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	2	9	
馬	-	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豚	174	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		全部廃棄	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
		一部廃棄	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	140	2	1	145	
めん羊	-	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山羊	-	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門畜産飼料作研究拠点

と畜場内とさつ頭数	処 分 実 頭 数	疾 病 別 頭 数																				計						
		細 菌 病							ウイルス・リ ケッチア病	原虫病	寄生虫病	そ の 他 の 疾 病																
		炭 豚 丹 そ	サ ル モ ネ ラ 病	結 核 病	ブ ル セ ラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 コ レ ラ	そ の 他	ト キ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他	の う 虫 病	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍		中 毒 諸 症	産 物 に よ る 汚 染	炎 症 又 は 炎 症	変 性 ま た は 萎 縮	そ の 他	
牛	2	禁 止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
		全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	-	/	/	/	-	-	/	-	/	-	/	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	-	-	-	-

(3) 宮内庁御料牧場簡易と畜場

と畜場内とさつ頭数	処 分 実 頭 数	疾 病 別 頭 数																				計						
		細 菌 病							ウイルス・リ ケッチア病	原虫病	寄生虫病	そ の 他 の 疾 病																
		炭 豚 丹 そ	サ ル モ ネ ラ 病	結 核 病	ブ ル セ ラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 コ レ ラ	そ の 他	ト キ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他	の う 虫 病	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍		中 毒 諸 症	産 物 に よ る 汚 染	炎 症 又 は 炎 症	変 性 ま た は 萎 縮	そ の 他	
めん羊	70	禁 止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
		全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	17	/	/	/	-	-	/	-	/	-	/	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	17	-	-	17

(4) とちぎ食肉センター

	と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																							計		
			細菌病							ウイルス・リ		原虫病		寄生虫病			その他の疾病											
			炭	豚	サル	結	ブル	破	放	そ	豚	そ	トキ	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中	産		炎	変
そ	丹	モ	核	ル	傷	線	の	コ	の	ソ	の	の	の	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍	毒	染	症	汚	萎	他		
牛	16	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
		全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	15	/	/	/	-	-	/	-	/	-	/	-	-	-	/	/	/	-	1	-	/	9	7	8	25	
豚	552	禁止	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
		全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	513	/	/	/	-	-	/	-	/	-	/	-	-	-	/	/	/	-	10	1	/	508	35	15	569	

6 疾病別集計表

- ・那須: 那須地区食肉センター
- ・草 地: 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門畜産飼料作研究拠点
- ・御 料: 宮内庁御料牧場簡易と畜場
- ・とちぎ: とちぎ食肉センター

(1) 牛の疾病別集計表

No.	疾 病 名	那須	草地	とちぎ	計	No.	疾 病 名	那須	草地	とちぎ	計
1	肺炎	668	-	-	668	39	肝硬変	3	-	-	3
2	吸血肺	15	-	-	15	40	肝膿瘍	166	-	-	166
3	肺気腫	379	-	-	379	41	肝包膜炎	514	-	5	519
4	肺膿瘍	108	-	-	108	42	肝富脈斑	374	-	-	374
5	胸膜炎	1,039	-	-	1,039	43	肝蛭症	1	-	-	1
6	心外膜炎	267	-	-	267	44	肉づく肝	11	-	-	11
7	心筋炎	28	-	-	28	45	おが屑肝	3	-	5	8
8	心内膜炎	14	-	-	14	46	脂肪肝	1	-	-	1
9	心筋膿瘍	2	-	-	2	47	うっ血肝	8	-	1	9
10	創傷性心外膜炎	3	-	-	3	48	胆管炎	23	-	-	23
11	心リポフスチン沈着症	73	-	-	73	49	胆石	8	-	-	8
12	心冠脂肪水腫	53	-	-	53	50	膵臓炎	2	-	-	2
13	心冠脂肪黄変	23	-	-	23	51	膵臓水腫	1	-	-	1
14	脾腫	7	-	-	7	52	肝のう胞	3	-	-	3
15	脾炎	1	-	-	1	53	肝リポフスチン沈着症	381	-	-	381
16	脾膿瘍	2	-	-	2	54	腎リポフスチン沈着症	70	-	-	70
17	脾包膜炎	14	-	-	14	55	腎壊死	1	-	-	1
18	リンパ節炎	339	-	-	339	56	腎周囲脂肪黄変	3	-	-	3
19	リンパ節膿瘍	5	-	1	6	57	腎炎	1,287	-	5	1,292
20	横隔膜炎	38	-	-	38	58	腎のう腫	258	-	-	258
21	横隔膜膿瘍	53	-	-	53	59	腎膿瘍	13	-	-	13
22	胸膜膿瘍	1	-	-	1	60	腎臓結石	9	-	-	9
23	舌炎	8	-	-	8	61	腎周囲脂肪壊死	93	-	-	93
24	胃炎	125	-	1	126	62	腎水腫	2	-	-	2
25	胃膿瘍	11	-	-	11	63	腎腫瘍	1	-	-	1
26	創傷性胃炎	9	-	-	9	64	腎周囲脂肪水腫	6	-	-	6
27	第四胃変位	35	-	-	35	65	膀胱炎	300	-	1	301
28	小腸炎	267	-	-	267	66	膀胱破裂	1	-	-	1
29	大腸炎	238	-	-	238	67	膀胱結石	4	-	-	4
30	ヘルニア	7	-	-	7	68	子宮内膜炎	341	-	1	342
31	腹膜炎	290	-	-	290	69	子宮外膜炎	7	-	-	7
32	腹膜膿瘍	70	-	-	70	70	子宮蓄膿症	201	-	-	201
33	腸間膜膿瘍	10	-	-	10	71	妊娠子宮	242	-	-	242
34	腸間膜脂肪壊死	105	-	3	108	72	子宮脱	1	-	-	1
35	腸間膜脂肪水腫	21	-	-	21	73	産褥子宮	339	-	-	339
36	腸間膜脂肪黄変	12	-	-	12	74	膣脱	1	-	-	1
37	肝炎	1,634	-	1	1,635	75	胎児ミイラ変性	1	-	-	1
38	間質性肝炎	8	-	-	8	76	胎児腐敗	1	-	-	1

No.	疾 病 名	那須	草地	とちぎ	計
77	間性	10	-	-	10
78	卵巣のう腫	20	-	-	20
79	卵巣腫瘍	1	-	-	1
80	骨折	76	-	-	76
81	骨膿瘍	14	-	-	14
82	脊椎膿瘍	2	-	-	2
83	骨瘤	63	-	-	63
84	脱臼	291	-	-	291
85	関節炎	712	-	1	713
86	関節膿瘍	24	-	-	24
87	筋炎	1,132	-	-	1,132
88	筋膿瘍	77	-	-	77
89	筋血腫	5	-	-	5
90	筋水腫	7	-	-	7
91	筋壊死	2	-	-	2
92	筋断裂	86	-	-	86
93	腱断裂	2	-	-	2
94	蹄炎	19	-	-	19
95	筋皮下炎症	-	-	1	1
96	筋皮下出血	-	-	8	8
97	筋皮下膿瘍	-	-	1	1
98	皮下出血	807	-	-	807
99	皮下水腫	197	-	-	197
100	皮下血腫	4	-	-	4
101	皮下膿瘍	47	-	-	47
102	乳房炎	252	-	-	252
103	乳房靭帯損傷	1	-	-	1
104	乳頭腫	3	-	-	3
105	起立不能症	115	-	-	115
106	メラノーシス	1	-	-	1
107	第四胃変位整復術痕	339	-	-	339
108	放線菌症	3	-	-	3
109	ジストマ病(一部)	1	-	-	1
110	敗血症(疣状心型)	69	-	-	69
111	尿毒症	4	-	-	4
112	黄疸(一部)	4	-	-	4
113	牛白血病	111	-	-	111
114	高度の黄疸	8	-	-	8
合 計		15,172	-	35	15,207

(2) とくの疾病別集計表

No.	疾 病 名	那須	計
1	肺炎	2	2
2	肺膿瘍	1	1
3	胸膜炎	2	2
4	心筋炎	1	1
5	リンパ節炎	1	1
6	小腸炎	2	2
7	大腸炎	2	2
8	腹膜炎	1	1
9	腹膜膿瘍	2	2
10	肝炎	2	2
11	肝膿瘍	1	1
12	腎炎	1	1
13	膀胱炎	2	2
14	骨折	1	1
15	関節炎	1	1
16	筋炎	2	2
17	皮下出血	1	1
合 計		25	25

(4) 豚の疾病別集計表

No.	疾 病 名	那須	とちぎ	計
1	肺炎	128	348	476
2	肺膿瘍	10	2	12
3	胸膜炎	29	238	267
4	心外膜炎	12	22	34
5	心冠脂肪水腫	-	1	1
6	脾腫	-	1	1
7	脾炎	1	-	1
8	脾包膜炎	-	2	2
9	脾出血性梗塞	-	1	1
10	リンパ節膿瘍	-	1	1
11	横隔膜炎	2	-	2
12	胸膜膿瘍	-	2	2
13	胃炎	3	9	12
14	小腸炎	5	25	30
15	大腸炎	3	20	23
16	ヘルニア	-	3	3
17	腹膜炎	5	13	18
18	肝炎	3	15	18
19	肝間質炎	1	19	20
20	肝包膜炎	5	35	40
21	肝変性	-	20	20
22	うっ血肝	2	-	2
23	脾臓水腫	1	9	10
24	腎炎	4	-	4
25	腎のう腫	1	15	16
26	尿道炎症	-	3	3
27	子宮内膜炎	-	6	6
28	妊娠子宮	-	2	2
29	関節炎	1	-	1
30	筋膿瘍	2	-	2
31	尾咬症	1	2	3
32	鎖肛	1	-	1
33	筋皮下炎症	-	3	3
34	筋皮下膿瘍	-	6	6
35	筋皮下出血	-	12	12
36	皮下水腫	1	-	1
37	火傷	-	1	1
38	メラノーマ	-	1	1
39	敗血症(症状心型)	2	-	2
合 計		223	837	1,060

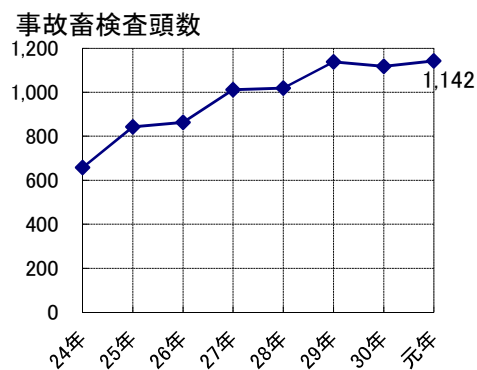
(5) めん羊の疾病別集計表

No.	疾 病 名	御料	計
1	肺炎	1	1
2	吸血肺	35	35
3	胸膜炎	2	2
4	肝包膜炎	6	6
5	胃炎	7	7
6	腎炎	7	7
7	膀胱炎	1	1
8	皮下膿瘍	1	1
合 計		60	60

7 年度別事故畜検査頭数

(牛及びとく)

県北食肉衛生検査所			
年度	検査頭数	事故畜検査頭数	事故畜割合(%)
24	5,056	657	12.99%
25	5,246	842	16.05%
26	5,331	863	16.19%
27	5,250	1,011	19.26%
28	4,975	1,018	20.46%
29	4,927	1,138	23.10%
30	5,073	1,118	22.04%
元	5,107	1,142	22.36%



事故畜: 獣医師が急性運動機能障害と診断し搬入された獣畜
馬、豚、めん羊及び山羊は該当なし

8 事故畜の畜種別疾病数

措置	判定病名	牛	とく
と殺禁止	該当なし		
全部廃棄	敗血症	39	-
	牛白血病	53	-
	高度の黄疸	4	-
	小計	96	-
一部廃棄	起立不能症	127	-
	脱臼	293	1
	関節炎等	350	-
	骨折等	42	-
	筋炎等	220	-
	その他	13	-
	小計	1,045	1
総計		1,141	1

9 年度別、申請理由別切迫獣畜検査頭数

該当なし

10 事故畜・切迫獣畜取扱い時間の状況

項目 畜種	平 日			休日(祭日)		計
	A	B	C	B	C	
牛	1,141	-	-	-	-	1,141
とく	1	-	-	-	-	1
めん羊	-	-	-	-	-	-
山 羊	-	-	-	-	-	-
豚	-	-	-	-	-	-
馬	-	-	-	-	-	-
計	1,142	-	-	-	-	1,142

(注)A:勤務時間 B:AC以外の時間帯 C:深夜・早朝(22:00~5:00)、切迫獣畜については該当なし

11 試験検査実施状況

(1) 行政検査(と畜検査関係)

畜種	疾病名	検査頭数	検体数	細菌学的検査		病理学的検査		血液学的検査	生化学的検査		寄生虫学的検査	血清学的検査	抗菌性物質検査		その他	延検査数	全部廃棄数
				鏡検	培養	組織検査	細胞検査		定性	定量			簡易	分別			
牛※	敗血症	69	47	79	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	246	69
	膿毒症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	尿毒症	7	7	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	16	4
	高度の黄疸	12	12	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	12	8
	腫瘍(全身性)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	牛白血病	111	52	-	-	-	52	-	-	-	-	-	-	-	-	52	111
	小計	199	118	79	95	-	52	-	-	28	-	-	-	-	72	326	192
豚	敗血症	2	4	6	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	39	2
	膿毒症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	2	4	6	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	39	2
合計		201	122	85	115	-	52	-	-	28	-	-	-	-	85	365	194

※ とく含む

(2) 行政検査(食品衛生検査関係)

検査内容	項目	頭数	検体数	抗生物質	抗菌剤	残留農薬
残留有害物質モニタリング検査(牛)		36	36	34	34	2
残留有害物質モニタリング検査(豚)		3	3	2	2	1
放射性セシウムモニタリング検査(牛)		52	52	-	-	-
合計		91	91	36	36	3

(3) 試験検査実施状況(一般検査)

検査項目 試験名		頭数	検体数	細菌学的検査				病理学的検査			生化学的検査		寄生虫学的検査	残留有害物質検査				その他	延検査件数	備考
				鏡検	培養	血清学的検査	その他	組織検査	細胞診	その他	血液検査	その他		寄生虫学的検査	抗生物質	合成抗菌剤	内部寄生虫用剤			
牛	枝肉汚染調査 (一般生菌数・大腸菌群)	42	84	-	504	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	504	
	枝肉汚染調査 (腸管出血性大腸菌O157等)	42	42	-	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	
	枝肉汚染調査 (サルモネラ)	42	42	-	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126	
	GFAP 残留量調査	24	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	48	
	と畜場内拭き取り検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豚	枝肉汚染調査 (一般生菌数・大腸菌群)	26	52	-	312	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	312	
	枝肉汚染調査 (サルモネラ)	26	26	-	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78	
計		202	294	-	1,062	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	1,110	

(4) 試験検査実施状況(精度管理)

検査項目 試験名		検体数	細菌学的検査				残留有害物質検査				その他	延検査件数	備考
			鏡検	培養	血清学的検査	その他	抗生物質	合成抗菌剤	内部寄生虫用剤	その他			
精度管理		12	27	163	38	32	8	4	-	-	-	272	

(5) 牛及び豚枝肉の微生物等汚染調査

管内と畜場の衛生水準の向上を目的として、衛生的なと畜解体を指導するために、枝肉の微生物汚染状況を調査した。

ア 検査実施期間

(ア) 牛

平成31(2019)年4月から令和2(2020)年3月まで

(イ) 豚

平成31(2019)年4月から令和2(2020)年3月まで

※厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知「平成29年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査について」(平成28年7月10日付け食生監発第0710第1号)により実施

イ 牛枝肉検査件数及び検査結果

(ア) 一般生菌数(単位:cfu/cm²)

拭き取り場所	検査件数	<10	<10 ²	<10 ³	<10 ⁴	<10 ⁵
胸部	42	2	11	24	5	-
肛門周囲部	42	3	23	13	3	-

(イ) 大腸菌群数(単位:cfu/cm²)

拭き取り場所	検査件数	<1	<10	<10 ²	<10 ³
胸部	42	38	3	-	1
肛門周囲部	42	39	1	2	-

(ウ) サルモネラ属菌

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	42	-

(エ) 腸管出血性大腸菌O157、O26、O111等

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	42	-

(オ) グリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量(単位:ng/10cm²)

拭き取り場所	検査件数	<3	<6	<9	<12	12≦
頸部	24	24	-	-	-	-
外側腹部	24	24	-	-	-	-

*GFAP:脳脊髄組織による枝肉汚染の指標

ウ 豚枝肉検査件数及び検査結果

(ア) 一般生菌数(単位:cfu/cm²)

拭き取り場所	検査件数	<10	<10 ²	<10 ³	<10 ⁴	<10 ⁵
胸部	26	7	9	9	1	-
肛門周囲部	26	12	8	6	-	-

(イ) 大腸菌群数(単位:cfu/cm²)

拭き取り場所	検査件数	<1	<10	<10 ²
胸部	26	22	4	-
肛門周囲部	26	25	1	-

(ウ) サルモネラ属菌

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	26	-

(6) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

県内産の牛及び豚を対象に「平成31(2019)年度栃木県食品衛生監視指導計画」に基づく「平成31(2019)年度有害物質・汚染物質検査実施要領」により検査を行った。

ア 抗生物質

畜種 \ 項目	検査頭数	検査検体数	陽性件数
牛	34	34	-
豚	2	2	-
計	36	36	-

検査法:平成6年7月1日付け衛乳第107号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改正)」及び「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法(改正)」

イ 合成抗菌剤

畜種 \ 項目	検査頭数	検査検体数	陽性件数
牛	34	34	-
豚	2	2	-
計	36	36	-

検査法:平成17年1月24日付け衛乳第0124001号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課通知)中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改正法)」

ウ 残留農薬

畜種 \ 項目	検査頭数	BHC		γ-BHC		総DDT	
		検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数
牛	2	2	-	2	-	2	-
豚	1	1	-	1	-	1	-
計	3	3	-	3	-	3	-

畜種 \ 項目	検査頭数	アルドリン及びディルドリン (総和)		エンドリン		ヘプタクロル ^{*1}	
		検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数
牛	2	2	-	2	-	2	-
豚	1	1	-	1	-	1	-
計	3	3	-	3	-	3	-

*1 ヘプタクロルエポキシドを含む

※ 検査は、保健環境センターに依頼

エ 放射性セシウムモニタリング検査

畜種	項目	検査頭数	放射性セシウム値 (Bq/kg)			備考
			測定下限値未満(<25)	25~100	>100	
牛		52	52	-	-	北海道産：3頭 青森県産：21頭 秋田県産：12頭 茨城県産：6頭 群馬県産：4頭 長野県産：2頭 岐阜県産：4頭
馬		-	-	-	-	
豚		-	-	-	-	
めん羊		-	-	-	-	

※1 測定機器：NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメーター

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

※3 測定下限値：25Bq/kg

(7) TSEスクリーニング検査実施状況

	牛*1	めん羊*2	山羊*2
那須地区 食肉センター	0	-	-
(国研)農業・食品産業技術 総合研究機構畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	-	-	-
結 果	-	-	-

注) *1 検査法：平29年2月13日付け生食発0213発第6号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知「伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正について」に基づき、平成29年4月1日からは24ヶ月齢以上で生体検査で神経症状または全身症状(骨折、関節炎、熱射病等による起立不能症状の原因が明らかな牛は除く)を示す個体に対して検査を実施。

*2 検査法：平28年6月1日付け生食0601発第10号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知「伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正について」に基づき、平成28年6月1日からは月齢に関わらず生体検査で消瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を示す個体に対して検査を実施。

12 栃木県産牛肉の放射性物質検査

栃木県産牛肉については、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示されていたが平成31年3月28日付けで出荷制限指示が解除され、モニタリング検査対象県に移行した。平成31年度は、消費者の安心のためこれまでと同じく全頭検査が継続して実施され、当所はそのための検体採材を行った。

検査は、県央・県南家畜保健衛生所で行った。

採 材 期 間	検査頭数	放射性セシウム値(Bq/kg)	
		≤100	>100
平成31年4月1日～令和2年3月31日	4,583	4,583	-

※1 測定機器:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

13 衛生指導事業

栃木県と畜場監視指導要領における食品衛生監視指導計画及びと畜場監視マニュアルに基づき、監視指導を行っている。

(1) と畜の衛生管理指導

と畜場の衛生管理向上を目的として、と畜作業従事者等に対する衛生講習会、立入り調査等を実施した。

ア 衛生講習会

場 所 県北食肉衛生検査所
対象者 那須地区食肉センター関係者
日 時 令和元(2019)年7月24日 参加者 15名
内 容 牛の腸管出血性大腸菌(STEC)対策 他

イ 立入調査

場 所 那須地区食肉センター
立会者 那須地区食肉センター職員など 2名
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導
日 時 令和元(2019)年9月5日

場 所 宮内庁御料牧場
立会者 宮内庁御料牧場 畜産課 2名
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導
日 時 令和元(2019)年12月17日

場 所 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門
畜産飼料作研究拠点
立会者 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門
畜産飼料作研究拠点 研究員 3名
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導
日 時 令和元(2019)年12月12日

場 所 とちぎ食肉センター
立会者 栃木県畜産公社 3名
内 容 新規と畜場許可立入
日 時 令和2(2020)年3月2日及び5日

ウ 衛生管理責任者等打ち合わせ

場 所 那須地区食肉センター
参加者 衛生管理責任者、作業衛生責任者
内 容 と畜作業時の衛生管理
実施回数 10回/年

(2) 枝肉等輸送車の衛生指導

当所で定めた「枝肉等輸送車の衛生指導実施要領」に基づき、衛生指導を行った。

ア 対象

那須地区食肉センターに出入りする枝肉輸送車4台、内臓輸送車1台、枝肉及び内臓(兼用)輸送車

イ 実施期間

令和元(2019)年6月

ウ 実施内容及び方法

(ア)立ち会い調査・聞き取り調査

要領に基づき、枝肉等輸送車の所有者又は管理者等から、枝肉等輸送車や枝肉取扱時の衛生管理状況について聞き取りを行った。

(イ)拭き取り調査

枝肉等輸送車の格納庫内の拭き取り(100cm²)を行い、生菌数及び大腸菌群数の検査を行った。

エ 結果

(ア)立ち会い調査・聞き取り調査

適正な温度管理、洗浄消毒後の乾燥等について指導した。

(イ)拭き取り調査

cfu/cm ²	一般細菌数	cfu/cm ²	大腸菌群数
10未満	7	1未満	7
10以上100未満	-	1以上5未満	-
100以上300未満	-	5以上10未満	-
300以上	-	10以上	-
計	7台	計	7台

14 研究機関等への協力

幹 旋 先	機関数	検 体 名	回 数	頭 数	検体数
大学等教育機関	2	牛 卵巢・子宮	4	31	31
試験研究機関	1	牛 卵巢・子宮	1	3	3
		牛 卵巢	3	17	34

Ⅱ 食鳥検査業務

1 食鳥検査の状況

該当なし

2 認定小規模食鳥処理場

(1) 認定小規模食鳥処理場の処理状況

処 理 場 名	開場日数	処 理 羽 数	
		ブロイラー	成 鶏
学校法人 アジア学院	4	-	134
上 野 鶏 肉 店	50	400	-
植 竹 商 店	185	-	7,518
宮内庁御料牧場	52	2,428	-
有限会社 柿沼商店	70	2,540	-
有 限 会 社 釜 屋	38	3,250	-
有限会社 大竹商店	189	4,420	-
合 計	588	13,038	7,652

(2) 認定小規模食鳥処理場の監視日数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
監視日数	-	1	1	2	1	-	-	-	1	1	-	-	7
監視件数	-	2	1	5	2	-	-	-	2	2	-	-	14

3 試験検査実施状況

(1) 試験検査実施状況(行政検査:食品衛生検査関係)

検査内容	検査羽数	検体数	残留有害物質				放射性セシウム
			抗生物質	合成抗菌剤	残留農薬	残留	
残留有害物質モニタリング検査	4	4	4	4	-	-	
放射性セシウムモニタリング検査	3	3	-	-	-	3	
合計	7	7	4	4	-	3	

(2) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

県内産の健康な成鶏を対象に「平成31(2019)年度栃木県食品衛生監視指導計画」に基づく「平成31(2019)年度有害物質・汚染物質検査実施要領」により検査を行った。

項目	検査羽数	抗生物質*1	合成抗菌剤*2
検査検体数	4	4	4
陽性件数	-	-	-

*1 検査法:平成6年7月1日付け衛乳第107号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改正)」及び「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法(改正)」

*2 検査法:平成17年1月24日付け衛乳第0124001号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課通知)中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改正法)」

(3) 放射性セシウムモニタリング検査

項目	検査羽数	放射性セシウム値(Bq/kg)			備考
		測定下限値未満(<25)	25~100	>100	
成鶏	3	3	-	-	栃木県産:3羽

※1 測定機器:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

※3 測定下限値:25Bq/kg

Ⅲ 学会・研修会等

1 食肉・食鳥検査関係研修会(食肉衛生検査所主催)

年度	開催日	主催	演 題 名	講 師
22	11月1日	県南	現場で問題になっている豚の疾病について	石川 弘道 有限会社サミットペテリナリーサービス 代表取締役
23	12月7日	県南	家畜のストレスについて	青山 真人 宇都宮大学 農学部 生物生産科学科 准教授
24	11月14日	県南	生食肉の規格基準	山本 茂貴 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 部長
25	10月30日	県北	と畜場におけるHACCP ～対米認定施設の実際～	柰代 俊枝 群馬県食肉衛生検査所 食肉検査第一係 係長
26	1月28日	県北	国内外のHACCPをとりまく現状とHACCP導入事例	杉浦 嘉彦 株式会社鶏卵肉情報センター 代表取締役
27	12月2日	県南	と畜検査と病理学	宇根 有美 麻布大学 獣医学部 病理学研究室教授
28	2月10日	県北	サルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について	柳沼 健史 栄研化学株式会社 営業統括部マーケティング推進室
29	1月25日	県北	衛生管理計画作成への指導助言とその運用に対する検証	豊福 肇 山口大学 共同獣医学部 病態制御学講座教授
30	2月1日	県北	食肉センターにおけるHACCP管理と査察対応について	小林 光士 飛騨ミート農業協同組合連合会 代表理事常務
元	11月18日	県北	対米及び対EU輸出牛肉について	角野 敬行 厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課 輸出食品安全対策官

2 調査研究発表

期日	学会・研修会	演題	発表者
10月25日	食肉衛生検査所協議会関東ブロック業績発表会	HACCPプランのスパイラルアップを目指した取り組みについて	須永 歩

HACCP プランのスパイラルアップを目指した取り組みについて

栃木県県北食肉衛生検査所 ○須永歩、三浦理恵子、小松亜弥子
佐藤孝男、佐藤薫、鈴木敦*
江原栞**、北林卓
*現栃木県県北健康福祉センター、**現栃木県保健環境センター

はじめに

平成 30（2018）年 6 月、と畜場法を含む食品衛生法等が改正され、HACCP の制度化が明確に規定された。

管内のと畜場の中には、HACCP プランを作成し、その実践を試みている施設があるものの、実効性を検証する段階には至っておらず、HACCP チームの更なるスキルアップが必要な状況にある。

そこで、現段階における HACCP プランの検証を促し、より一層 HACCP チームの視点に寄り添いながら HACCP プランの継続的な見直し(スパイラルアップ)が行えるように、座談会形式による支援を試みたので、その概要を報告する。

材料及び方法

平成 30（2018）年 12 月 7 日、12 月 18 日（施設毎に別日程）、栃木県県北食肉衛生検査所にて実施した。参加者は管内と畜場 2 施設の HACCP チーム及び当所職員であった。事前準備として、開催当日に各施設の HACCP 担当者に HACCP プラン及び一般衛生管理のプレゼンテーションを事前に依頼し、併せて、HACCP プラン等に関する疑問点を挙げてもらった。さらに、各施設の HACCP プランに関する資料を送付してもらい、当所職員の HACCP プランに対する認識の共通化を図るために打合せを行った。

会場の設営に関して、お互いに話しやすい雰囲気を作るため、茶菓を配置したテーブルを設置し、それを囲んだ座談会の形式で実施した。また、活発な意見交換、座談会の円滑な進行のために、司会とは別にファシリテーターを配置した。

当所職員による HACCP 関連用語説明、各施設のプレゼンテーション、意見交換の手順で実施した。HACCP 関連用語説明では、栃木県生活衛生課主催の HACCP サポートセミナーで用いられている資料を活用し、重要なワードはホワイトボードに提示することで視覚的にもわかりやすさを重視した。各施設のプレゼンテーションでは、疑問点や HACCP プラン設定や実施において難しいと感じた点を発表してもらい、その後の意見交換においてファシリテーターがこれらの話題を中心に討議するよう促すことで、疑問点の解消や理解促進、HACCP プランの修正等を目指した。

成 績

意見交換において話題となった主な事項は、以下のとおりである。

1 HACCP プランについて

(1) フローダイアグラムについて

厚生労働省が作成した HACCP 入門のための手引書（以下、手引書という）を引用して HACCP プランを作成したために、実際の設備や作業手順と異なるフローダイアグラムとなっていることから、手引書で例示された資料を基に、自身の施設に合わせてカスタマイズしていく必要があることを伝えた。

(2) CCP について

フローダイアグラム(図 1)のトリミング工程を CCP に設定し、CL は目視により枝肉に糞便等の汚れが付着していないこととしている施設があり、モニタリング記録にはトリミングした部位と、その回数が記入されている事例があった。しかし、CL を逸脱していないことを確認するためには、目視により汚れがないことを確認した記録が必要であることを説明し、確認すべき事項の再検討を促した。

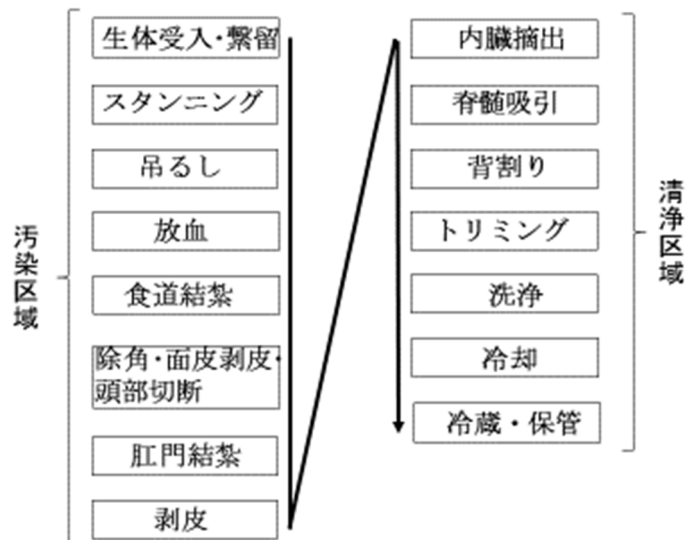


図1 牛解体処理の一般的なフローダイアグラム

また、冷却工程については 2 施設共通に CCP に設定していた。1 施設では 24 時間以内に枝肉の表面温度を 10℃以下にすることを CL とし、モニタリング方法は枝肉表面温度を計測することであった。CL 逸脱時の改善措置として、別の冷蔵庫に移動させ、移動後 6 時間以内に表面温度が 10℃以下になった場合は適合品とするとしていたが、このケースでは CL の十分な理解を促すとともに、十分な余裕を持った OL の設定を助言した。また、事前に十分なデータを積み重ねた上で代理特性を用いることで冷蔵庫温度により OL もしくは CL を設定する方法もあることを提案した。その際には枝肉の最も冷えにくい部位で、かつ最後に枝肉を冷蔵庫に搬入した時点から冷却開始時間とし、当該枝肉で温度測定することを助言した。

(3) OL と CL の違いについて

OL は CL を逸脱しないための余裕と考えるべきではないと他の研修会で学んだ旨を施設側から伝えられた。OL と CL について十分な理解を得られていないと推察されたことから、それぞれの意義を説明し、より一層の理解を促した。

2 一般衛生管理について

貯水槽の管理やナイフ消毒槽の管理について話題となった。貯水槽を設置し、長期

間水を使用しない場合には、滞留している水の入れ替え等により常時残留塩素濃度を確保できるように対応を検討することが必要と助言したところ、そのように SSOP を修正するとの返答が得られた。また、ナイフ消毒槽に関して、脂肪等が溶け出すなど見た目には清潔と言えない状況になる事例について、83℃以上であれば消毒に支障はないかとの質問があった。と畜場法施行規則には83℃以上温湯を用いることと記載されていることから、法的に支障はないものの、ナイフ消毒槽の汚れを軽減するために、ナイフを消毒槽に入れる前に洗浄することを提案した。

3 その他

トリミングに関して、トリミングを行った場合には、体表の汚染があったということで罰則はあるのか、HACCPプランを変更した場合に当所に報告すべきか等の質問があった。HACCPとは事業者が自主的に取り組むものであり、トリミングを行うことで生じる罰則規定はないこと、また、HACCPプラン変更の都度報告する規定はない旨を説明した。

考 察

今回、座談会を開催したことのメリットとして、以下の4点が挙げられる。

- 1 事業者自身に自身の HACCP プランを説明してもらうことで事業者自身が自身の HACCP プランを見直す機会になった。また、説明してもらうことで支援する側である職員と、作成した事業者が共通の認識のもと、HACCPプランについて検討することができた。
- 2 本座談会の対象とした2施設では、HACCPプランを既に作成していたが、HACCPプランをスパイラルアップするまでには至っていなかった。本座談会を通して、HACCPメンバー以外の人との意見交換が刺激となり、HACCPプランの再検討を促すことができた。
- 3 施設毎に別日程で開催することで、より各施設の現状に合った意見交換を行うことができた。
- 4 本座談会では各施設の HACCP チームおよび当所職員の双方が複数で対応したことにより、HACCPプランの内容に特化して、通常の監視指導よりも充実した意見交換を行うことができた。

まとめ

本座談会を通して、HACCP に対してまだまだ理解が不十分であることが分かり、そして HACCP プランのスパイラルアップが重要であると再確認できた。本座談会の開催後には、意見交換において討議された内容をまとめた資料を作成し、今後の HACCP プランのスパイラルアップに役立ててもらえるよう事業者へ情報還元した HACCP 導入支援を継続的に行っていきたい。

IV その他

1 案内図

